

3 「暗い」ホームの現実

宮崎県の老人ホームの団体が最近、六千七百人に対するアンケートの結果を発表しました。結論として「老人ホームに対する関心と期待が高いにもかかわらず、老人ホームへの理解度が極めて低い」。

その理由として、老人ホームは「さびしい所」(五二%)「暗い」(二六%)「本当に暮らしやすいかどうか分からない」(四五%)という「否定的イメージが今なお強く残っている」からとしています。つまり、老人ホームは暗くないのに、まだそう思い続けている人が多いから理解度が低い、としているわけです。老人ホーム経営者の一人として、私は逆に「暗い」と考える方が正しいのではないかと思います。

樋口^{ミチ}吳子さん（元特養ホーム寮母長・福岡県）の某ホーム訪問記に注目しましょう。女性園長は樋口さんに説明します。「私はニューミュージックこそ音楽と思っている。演歌、浪曲、民謡はジメジメしているので大嫌い。だからホームの老人たちには歌わせません」。びっくり。

たまりかねて「それではお年寄りは戸惑いませんか」と尋ねました。

「そんな老人はよそのホームへ行ってもらいます。それでなくとも私のホームは県庁から一番よい施設と評価され、人気があつて入所順番待ちの人がたくさん控えています」（東海教育研究所・望星一月号）。いよいよびっくりするばかりです。こんなホームでは、お年寄りは絶対者・園長の前に首をすくめるか、お追従笑いで感謝の媚（び）態を演ずるしかありません。福祉の心なんか、かけらもうかがえません。

嫌ならよそへ。移り先がないのを知っているから乱暴なことが言えるのです。ホームを世話する福祉事務所へ転出を願おうものなら「勝手にせよ」がオチ。まして、ここは「県一」ですもの。

福祉現場に対して全面的な権限と責任を持つ福祉事務所について一言。日本では福祉施設を利用する市民の利用権はなく、利用させる、させないは一方的に福祉事務所の権限です。近代国家では珍しいことです。だから、市民の福祉利用権の確立が今後の重要な課題です。それが実現してようやく福祉は市民のものになるのです。

いわゆる「県一」のホームでも、このようにあやしくなりました。実は「県一」はたくさんあるのです。県側の老人ホームを評価する見方もあやふやですが、施設経営者、責任者のほとんどが「自分の施設は県一」と思っているから市民の「理解度が低い」という見解になってきます。しかし、次の調査数字を見て下さい。

ある県の社会福祉施設職員の集まりで「寝たきりになった時、老人病院、老人保健施設、特養老人ホームのうちいずれを選ぶか」を調べました。その結果は、老人病院ゼロ△老人保健施設七〇％△特養ホームはたったの三％（全社協『生活と福祉』三六六号）。三％とはゼロに近い数字です。

園長、寮母たちでさえ自らの施設に入るのを断固拒否しているわけです。

「ホームは住みにくい」「住みたくない」と言っているのです。だから、市民の理解度は決して低くはない。ホーム関係者こそホームの正しいあり方を本当は理解していない、と言うべきでしょう。

熊本市特養ホーム天望庵の指導員・無田雄二氏は指摘しています。

「皆、老人ホームを『生活の場』と言っているが、お年寄りの自由意思を、アレもダメ、コレもダメと束縛し、音無（おとな）しく、なった施設を眺めて『平和な生活の場』とほえんでいるような気がしてならない」。

真実、高齢者の側に立って見つめている若人の言葉です。